

平成28年度福井県人事行政の運営等の状況

福井県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福井県条例第9号）第6条の規定に基づき、平成28年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

- ・知事部局、教育委員会、警察本部などの各任命権者からの報告に基づきその概要を公表しています。（P1～37）
- ・人事委員会から報告された業務の状況について、併せて公表しています。（P38～51）
- ・一部、平成29年4月1日現在の状況を公表しています。

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 職員数の状況

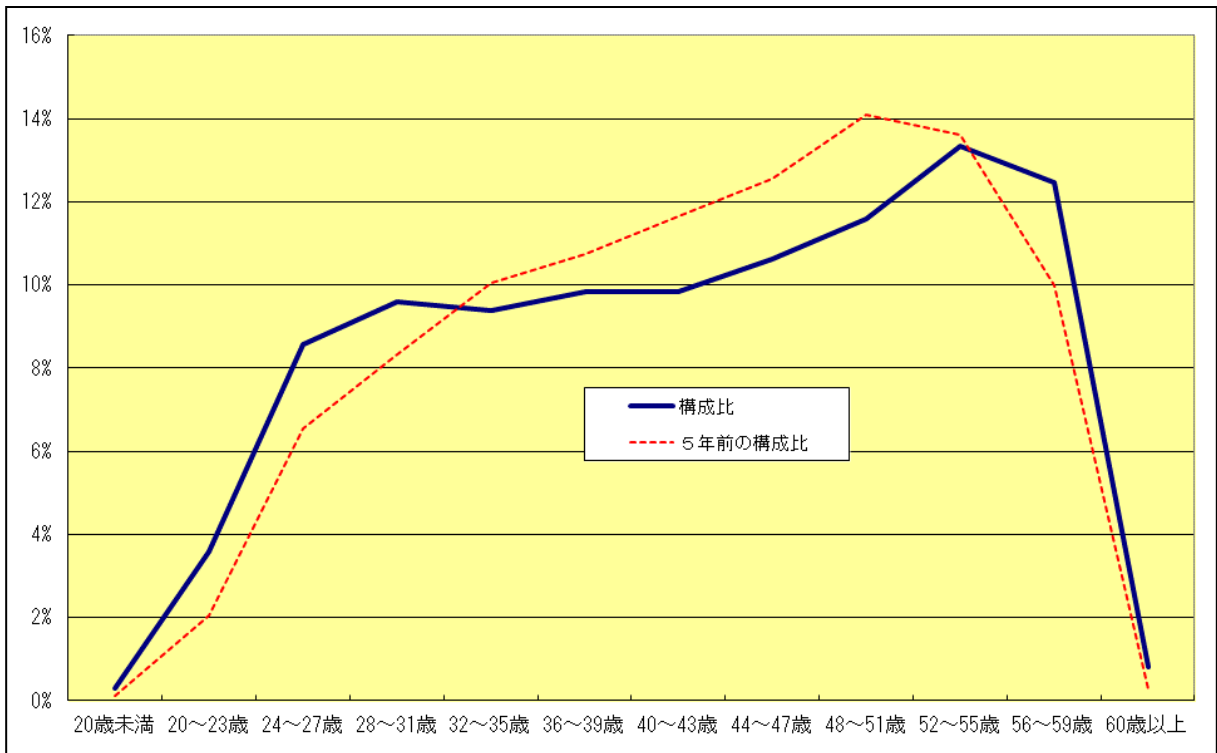
①部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成28年	平成29年			
一 般 行 政 部 門	議 会	25	25	0	福井の魅力発信業務等の増加 雇用対策業務等の合理化 農林総合事務所等の事務合理化 観光誘客業務等の増加 新幹線業務等の合理化 児童福祉業務等の増加 保健衛生業務等の合理化
	総務・企画	485	499	14	
	税 務	104	104	0	
	労 働	46	44	△2	
	農林水産	670	658	△12	
	商 工	168	169	1	
	土 木	655	654	△1	
	民 生	248	250	2	
	衛 生	383	379	△4	
小 計	2,784	2,782	△2		
特 別 行 政 部 門	教 育	7,618	7,633	15	国体準備業務の増加
	警 察	2,064	2,073	9	警察法施行令の改正による警察官の増員等
	小 計	9,682	9,706	24	
公 営 企 業 等	病 院	1,023	1,088	65	病院の機能強化に伴う業務の増加
	水 道	10	10	0	
	下 水 道	4	4	0	
	そ の 他	28	28	0	
	小 計	1,065	1,130	65	
合 計	13,531	13,618	87		

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

②年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	43	491	1,168	1,306	1,277	1,340	1,340	1,446	1,580	1,819	1,698	110	13,618

③定員適正化計画の数値目標および進捗状況

ア 第四次行財政改革実行プランにおける定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成27年4月1日	平成31年3月31日	一般行政部門について、全国最少水準の職員数を維持

イ 第四次行財政改革実行プランによる定員管理の年次別状況（実績）

（各年4月1日現在）

区 分		平成27年 計画始期	平成28年 1年目	平成29年 2年目	(参考) 職員数目標
部 門					
一般 行政	職員数	2,789	2,784	2,782	全国最少水準の 職員数を維持
	増 減		△5	△2	
教 育	職員数	7,594	7,618	7,633	—
	増 減		24	15	
警 察	職員数	2,052	2,064	2,073	—
	増 減		12	9	
公営 企業 等会計	職員数	1,001	1,065	1,130	—
	増 減		64	65	
計	職員数	13,436	13,531	13,618	—
	増 減		95	87	

- (注) 1 計画期間は、平成27年度～30年度の4年間です。
 2 職員数は、一般職に属する職員数です。
 3 増減は、対前年比の職員増減数を示しています。

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の状況

職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならないとされています（法23条の2）。

人事評価は能力主義、成績主義を実現するための手段であり、各任命権者においては、こうした観点から、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換や昇任、昇給などの人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

知事部局等においては、平成19年10月から管理職（課長級以上）に仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する新たな人事評価制度を導入しており、平成22年4月からは一般職員（課長補佐級以下）にも導入しています。

平成28年4月からは、人事評価制度の対象者について部局長および部長級職員を含めた全ての職員に拡大するとともに、行政職・研究職・医療職ごとの職級に応じて求められる行動・姿勢（標準職務遂行能力）を定めて、人事評価を行っています。

教育委員会においては、平成22年4月から、業績や意欲・態度を評価する教職員評価システムを公立学校の全教職員対象に試行しています。

平成28年4月からは、業績と能力に分けて評価するなど、評価方法の変更を行い、評価結果の処遇等への反映を導入した人事評価制度として実施しています。

警察本部においては、平成19年4月から、地方警務官を除く全ての職員を対象に、人事、昇給、教養等の公正な基礎資料および人材育成の指針とするため、職務に関する資質、能力および実績を総合的に評価する人事評定制度を実施しています。

平成28年4月からは、警察官の階級（職員は同相当職）に応じて求められる能力（標準職務遂行能力）を定めたほか、業績と能力に分けて評価するなど、評価方法の変更を行い、人事評価を行っています。

※ 地方警務官は警察庁において実施

3 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況（普通会計決算）

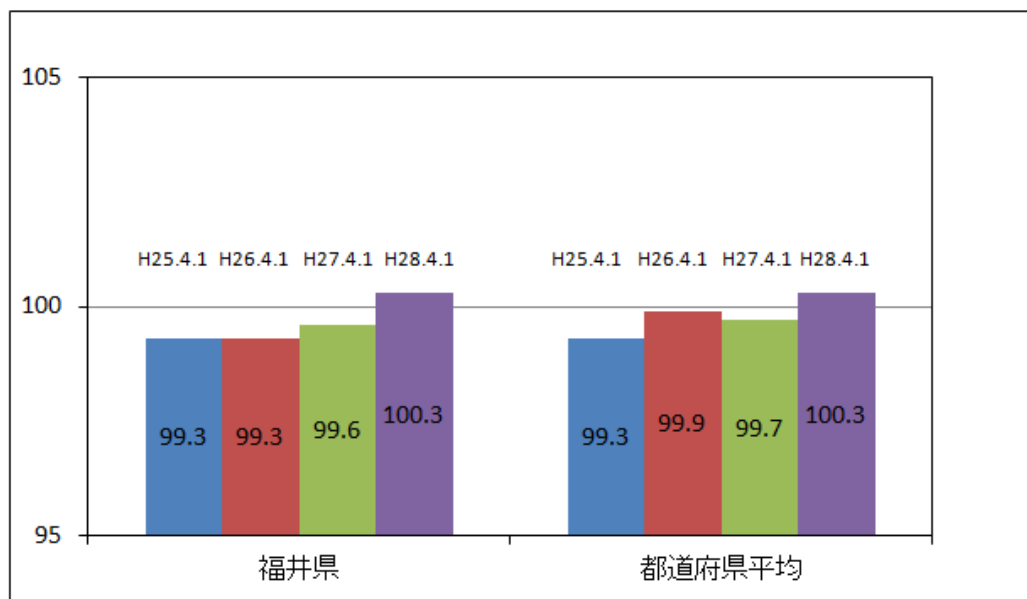
区分	住民基本 台帳人口 (28年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度 の人件費率
平成 28年度	人 791,541	千円 442,769,112	千円 3,756,095	千円 116,406,246	% 26.3	% 25.8

②職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 29年度	人 12,488	千円 54,302,308	千円 8,924,118	千円 21,357,552	千円 84,583,978	千円 6,773

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

③ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(2) 一般行政職給料表の状況（平成29年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	299,100	341,500	407,300	457,600
最高号給の 給料月額	246,600	303,400	349,200	385,000	392,200	409,400	444,100	467,800	526,700

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	42.5歳	328,428円	397,826円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
福井県	52.6歳	48人	297,743円	326,272円
うち校務員	51.8歳	26人	297,611円	326,125円
うち調理師	54.9歳	9人	293,766円	320,294円

(注) 7人以上の主な職種について記載しています。

ウ 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	45.1歳	388,630円	432,453円

エ 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	44.2歳	374,509円	411,867円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	38.5歳	315,749円	419,166円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

②職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		福井県	国
一般行政職	大学卒	184,800円	178,200円
	高校卒	150,500円	146,100円
技能労務職	高校卒	148,200円	—
	中学卒	139,400円	—
高等学校教育職	大学卒	206,400円	—
	高校卒	161,400円	—
小・中学校教育職	大学卒	206,400円	—
	高校卒	161,400円	—
警察職	大学卒	204,100円	206,900円
	高校卒	171,600円	168,400円

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成29年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	257,258円	359,257円	389,723円	404,917円
	高校卒	205,475円	304,500円	354,048円	376,589円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大学卒	313,383円	403,966円	418,115円	433,757円
	高校卒	—	—	—	398,961円
小・中学校 教育職	大学卒	313,139円	394,936円	411,608円	420,412円
	高校卒	—	—	—	—
警 察 職	大学卒	277,459円	384,737円	403,273円	419,599円
	高校卒	254,093円	—	376,300円	402,342円

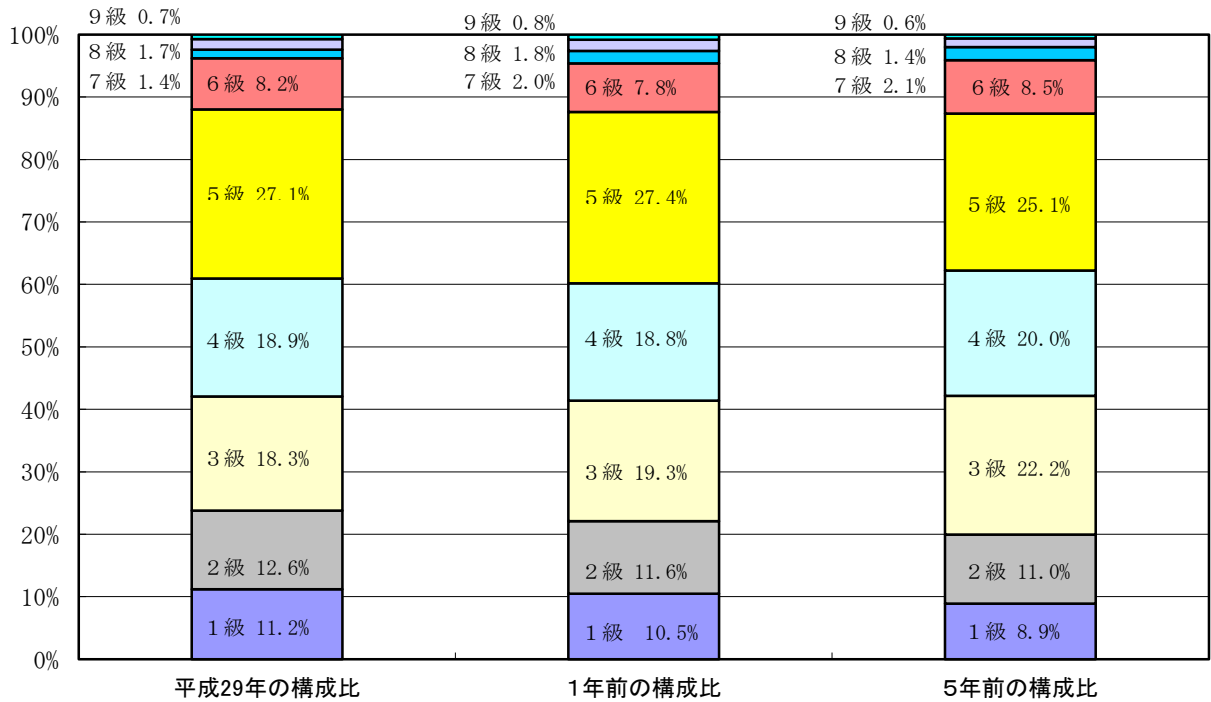
（注）該当職員が3人以下の各区分については、記載していません。

（４）一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	23 人	0.7 %
8 級	企画幹	55 人	1.7 %
7 級	課長、参事	47 人	1.4 %
6 級	課長、参事	265 人	8.2 %
5 級	課長補佐	879 人	27.1 %
4 級	主任	613 人	18.9 %
3 級	企画主査、主査	593 人	18.3 %
2 級	主事	409 人	12.6 %
1 級	主事	363 人	11.2 %

- （注） 1 福井県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



②昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況 管理職（課長級以上）においては、平成19年10月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては、平成22年4月から実施している。
2 昇給への勤務成績の反映状況 管理職においては、平成20年度から人事評価結果を昇給に反映 一般職においては、平成22年度から人事評価結果を昇給に反映

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

福 井 県			国		
1人あたり平均支給額（平成28年度） 1,687 千円			—		
(平成28年度支給割合)			(平成28年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
特定幹部職員	2.20月分	2.10月分	特定幹部職員	2.20月分	2.10月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.70月分	特定幹部職員以外	2.60月分	1.70月分
	(1.45)月分	(0.80)月分		(1.45)月分	(0.80)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15～25%			・管理職加算 10～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況 管理職（課長級以上）においては、平成19年10月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては、平成22年4月から実施している。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 管理職においては、平成20年6月期から人事評価結果を勤勉手当に反映 一般職においては、平成22年12月期から人事評価結果を勤勉手当に反映

②退職手当（平成29年4月1日現在）

福 井 県			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）	
1人当たり平均支給額	4,416千円 23,307千円				

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）			987,667千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）			73,058円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	20人	20%	20%
大阪府大阪市	8人	16%	16%
医師・歯科医師	152人	16%	16%
東京都国立市	1人	15%	15%
愛知県名古屋市	1人	15%	15%
静岡県御殿場市	3人	6%	6%
石川県金沢市	3人	3%	3%
福井市	6,625人	1.4%	3%
福井市を除く福井県内	6,798人	1.4%	0%
海外他	7人	0%	0%
平均支給率		1.6%	1.7%

（注）「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）		938,934千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		115,405円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）		40.0%		
手当の種類（手当数）		33		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する 支給単価
職員等の研修機関の教務に従事する職員の手当	消防学校または警察学校に勤務する職員	研修における実技訓練	千円 171	日額550円
県税事務に従事する職員の手当	県税事務所、嶺南振興局税務部等に勤務する職員	県税の賦課徴収等に関する事務	千円 780	日額870円
感染症防疫等作業に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症に汚染されている患者の看護、家畜伝染病の病菌に汚染されている家畜の飼育、口蹄疫、鳥インフルエンザのまん延防止作業	千円 490	日額300円～760円
精神保健指定医等の職員の手当	精神保健指定医および健康福祉センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく診察、精神保健法の規定に基づく在宅の精神障害者を訪問して行う相談指導等の業務	千円 205	日額300円～340円
麻薬取締業務に従事する職員の手当	健康福祉部医薬食品・衛生課に勤務する職員	麻薬及び向精神薬取締法の麻薬取締員としての業務	千円 14	日額550円
特殊病棟等に勤務する職員の手当	県立病院に勤務する理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、看護師、栄養士等	患者のリハビリテーション、人工透析、救急患者の看護、救急患者を収容するための病棟の入院患者の看護、精神病患者に直接接して行う栄養の指導等の業務	千円 4,807	月額5,000円、日額240円または勤務1回につき240円
社会福祉業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター福祉課、総合福祉相談所または特別支援学校等に勤務する職員	児童福祉や精神保健等に関する相談、指導の業務または入所者等の介助、指導の補助業務	千円 592	日額250円～550円
医療業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、こども療育センター等に勤務する医師および歯科医師	医療業務または公衆衛生業務	千円 196,878	月額150,000円以下
死体処理作業に従事する職員の手当	県立病院に勤務する職員および警察の職員	人の死体の解剖、検視等の作業	千円 16,332	1体につき1,600円～3,200円
放射線取扱作業等に従事する職員の手当	健康福祉センター、こども療育センターまたは県立病院に勤務する診療放射線技師、原子力環境監視センターにおいて放射性同位元素または人体に有害な放射線を使用して行う試験研究業務に従事することを常例とする技術職員等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業、放射性同位元素等を使用して行う試験研究業務等	千円 4,358	日額240円～480円
危険な細菌の研究等に従事する職員の手当	健康福祉センター、衛生環境研究センターまたはこども療育センターに勤務する病理細菌技術職員等	危険な細菌の研究、検査の業務等	千円 651	日額300円～410円
夜間看護等に従事する職員の手当	県立病院、こども療育センターに勤務する看護師、助産師等	正規の勤務時間における看護等の業務のうちその一部または全部が深夜において行われる業務等	千円 170,602	勤務1回につき1,620円～3,300円
潜水作業に従事する職員の手当	水産試験場または栽培漁業センターに勤務する職員もしくは警察の職員	潜水作業	千円 45	1時間につき310円～1,500円
用地交渉業務に従事する職員の手当	農林総合事務所、土木事務所、ダム建設事務所等に勤務する職員のうち、用地交渉業務に従事する職員等	勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉	千円 6,369	日額870円～1,300円

特殊現場作業に従事する職員の手当	農林総合事務所、土木事務所等に勤務する職員等	地上もしくは水面10メートル以上の足場の不安定な箇所、傾斜が40度以上で高さが15メートル以上の傾斜地で行う調査、測量、検査、監督等の作業等	千円 2,157	日額300円～560円
災害応急作業等に従事する職員の手当	職員	県の管理する道路、河川等に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、災害警備、遭難救助等の作業	千円 88	日額710円～1,680円
(東日本大震災に対処するための特例)	職員	福島原発の敷地内およびその周辺において、該当する区域で行う作業	千円 3,938	日額660円～40,000円
危険薬剤または有害物質の取扱作業等に従事する職員の手当	衛生環境研究センター、農業試験場等に勤務する職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う業務または人体に有害な物質の発生を伴う業務等	千円 1,356	日額230円
家畜等取扱作業に従事する職員の手当	畜産試験場、県営牧場および健康福祉センターに勤務する職員	精液の採取のために種雄畜を制する作業、犬の捕獲または処分等の作業、繁殖のために牛を制する作業等	千円 548	日額240円～540円
家畜保健衛生業務に従事する職員の手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法に掲げる家畜保健衛生所の事務	千円 3,552	日額1,080円
爆発物取締等作業に従事する職員の手当	安全環境部危機対策・防災課に勤務する職員または警察の職員	火薬類、高圧ガス等の取締作業、特殊危険物質(サリン等)の処理作業等	千円 10	日額250円～5,200円
教育施設の教務等に従事する職員の手当	看護専門学校において教務に従事することを本務とする職員および産業技術専門学院に勤務する職業訓練指導員	看護専門学校の学生に対する講義等または職業訓練施設の訓練生の職業訓練	千円 5,001	日額480円～1,050円
高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当	定時制または通信制の課程に関する校務を本務とする教諭等	定時制教育または通信教育に係る業務		月額9,000円～19,000円
へき地学校等に勤務する職員の手当	へき地教育振興法に基づくへき地学校等に勤務する職員			給料および扶養手当の月額の4/100～25/100
多学年の学級を担当する職員の手当	小・中学校の2以上の学年で編制されている学級を担当する教員	学級における授業または指導	千円 2,059	日額290円～350円
高等学校の教員等の産業教育手当	農業、工業等に関する課程を置く高等学校に勤務する教諭等	実習を伴う農業、工業等に関する科目を主として担任		月額14,000円～19,000円
高等学校の全日制の課程および定時制の課程を兼任する職員等の手当	高等学校の全日制の課程を担当し定時制の課程を兼任する教員等	兼任に係る課程における授業等の業務	千円 87	1時間につき930円
教員特殊業務に従事する職員の手当	教頭、教諭等	週休日等に学校の管理下において行う部活動における生徒の指導業務等	千円 295,268	日額1,500円～16,000円
漁労作業に従事する職員の手当	実習船に乗り込むことを本務とする職員	漁労作業		1航海における漁獲物の販売額から販売手数料および経費を差し引いた額の18/100の額の範囲内で任命権者が定める額
航海実習の指導に従事する職員の手当	航海実習の指導を担当することを命じられた職員	実習生の航海実習の指導	千円 82	日額2,160円
教育業務の連絡指導に従事する職員の手当	教諭、養護教諭	教育についての連絡調整、指導および助言	千円 64,148	日額200円
夜間特殊業務に従事する職員の手当	警察の職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる業務等	千円 47,099	勤務1回につき410円～1,240円
警察の職員の手当	警察の職員	私服職員の従事する犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕の業務等	千円 94,103	日額220円～1,640円
航空業務に従事する職員の手当	安全環境部危機対策・防災課、防災航空事務所に勤務する職員、警察の職員等	航空機に搭乗し、航空機乗組員として行う業務等	千円 5,415	1時間につき1,900円～5,100円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	2,825,990千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	447千円
支給実績（平成27年度決算）	2,830,267千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	457千円

⑥その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 [月額30,600円～126,600円]	同じ (国:給料の特別調整額)		千円 804,786	円 708,438
初任給調整手当	医師、歯科医師および獣医師に支給 [月額5,100円～368,000円]	異なる	獣医師を支給対象としている	千円 458,066	円 2,936,321
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 [月額:配偶者10,000円、その他の扶養親族1人当たり6,500円～10,000円]	同じ		千円 1,296,905	円 219,814
住居手当	賃貸住宅に居住する職員に支給 [①家賃が21,000円以下の場合の月額 家賃-10,000円 ②家賃が21,000円を超える場合の月額 11,000円+(家賃-21,000円)/2 (上限27,000円)]	異なる	(福井県) 家賃が10,000円を超える場合に支給 (国) 家賃が12,000円を超える場合に支給	千円 564,156	円 266,740
通勤手当	通勤のため、交通機関を利用し、または交通用具等を利用している職員に支給 [1 電車・バスを利用する場合 運賃等相当額55,000円までは全額支給、それを超える部分は半額支給 2 乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円以上を支給 3 特急列車等を利用する場合 特急料金等の半額加算(20,000円を限度) 4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 駐車料金等加算(3,000円を限度)]	異なる	1 電車・バスを利用する場合 (福井県) 運賃等相当額55,000円を超える部分は半額支給 (国) 運賃等相当額55,000円まで支給 2 乗用車等を使用する場合 (福井県) 上限額なし (国) 上限額31,600円 4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 (福井県) 駐車料金等加算あり (国) 駐車料金等加算なし	千円 1,278,841	円 93,846
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とすることとなった職員に支給 [基礎額30,000円に住居間の距離に応じた額(最高70,000円)を加算した額]	同じ		千円 111,216	円 337,018

寒冷地手当	寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に毎年11月から翌年3月まで支給 [月額5,800円～17,800円]	同じ		千円 37,422	円 48,600
特勤手当および特勤手当に準ずる手当	1 特勤手当 生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 [給料および扶養手当の月額の4/100] 2 特勤手当に準ずる手当 特勤勤務公署等への異動に伴って住居を移転した職員等に異動の日から起算して3年間以内の期間支給 [給料および扶養手当の月額の2/100～6/100]	同じ		千円 889	円 63,528
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 [1時間につき勤務1時間当たりの給与額の135/100]	同じ		千円 483,748	円 129,137
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員に支給 [1時間につき勤務1時間当たりの給与額の25/100]	同じ		千円 216,671	円 101,201
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 [1回につき4,200円～20,000円]	同じ		千円 426,637	円 216,019
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給者が週休日および休日等または平日深夜の午前0時から午前5時までに勤務した場合に支給 [勤務1回につき2,000円～12,000円]	同じ		千円 3,031	円 65,891
災害派遣手当	災害応急対策または災害復旧のため国の機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員が住所または居所を離れて福井県の区域に滞在することを要する場合に支給 [1日につき3,970円～6,620円]			千円 0	円 0
農林漁業普及指導手当	農林漁業等の普及指導事業に従事する職員に支給[月額16,800円]			千円 21,185	円 199,857
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 [2,000円～8,000円]			千円 477,352	円 65,212

(6) 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給料	知	事	1,300,000 円		
	副	知 事	1,020,000 円		
報酬	議	長	910,000 円		
	副	議 長	860,000 円		
	議	員	780,000 円		
期末手当	知	事	(平成 28 年度支給割合)		
	副	知 事	3.25 月分		
期末手当	議	長	(平成 28 年度支給割合)		
	副	議 長	3.25 月分		
退職手当	知	事	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	副	知 事	130 万円×在職月数×0.60	37,440,000 円	(退職時)
退職手当			102 万円×在職月数×0.45	22,032,000 円	(退職時)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(7) 公営企業職員の状況

①工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 28年度	579,090	153,292	70,942	12.2	14.3

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成 29年度	11	36,635	7,284	14,053	57,972	5,270

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	37.5歳	302,067円	450,682円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成28年度）		
1,165千円		
（平成28年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	2.10月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.70月分
	(1.45)月分	(0.80)月分
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成29年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
-千円 -千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者が3名以下のため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成29年4月1日現在）

支 給 実 績 (平成28年度決算)			513千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)			46,626円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
福井市	1.4%	8人	1.4%
福井市を除く福井県内	1.4%	3人	1.4%

(エ) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績 (平成28年度決算)		129千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)		18,403円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度)		15.6%		
手当の種類 (手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	職員	管理者の管理する送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、応急作業等の作業	千円 5	1日につき710円~1,620円
	職員	地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業	千円 101	1日につき300円
	職員	道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	水路内で行う調査、測量等		1日につき560円
	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等における工事において、水面下で行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	落石、地すべり、資材の落下等の危険等を伴う現場で行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	湖上において船舶に乗船して行う調査、測量等の作業		1日につき300円

	職員	高圧の配電線路または機器の保守、調査、監督等の作業		1日につき300円
	職員	水門の保守、点検、操作等の作業		1日につき560円
	職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う作業	千円 23	1日につき230円
	職員	人体に有害な物質の発生を伴う業務		1日につき230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	4,274千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	389千円
支給実績（平成27年度決算）	3,216千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	292千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			0千円	0円
扶養手当				1,388千円	231,250円
住居手当				—千円	—円
通勤手当				697千円	69,665円
単身赴任手当				0千円	0円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0千円	0円
寒冷地手当				0千円	0円
休日給				—千円	—円
夜間勤務手当				0千円	0円
宿日直手当				0千円	0円
管理職員特別勤務手当				0千円	0円

(注) 住居手当、休日給は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

②水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 28年度	千円 2,642,159	千円 797,737	千円 177,893	% 6.7	% 6.5

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 29年度	21	千円 89,933	千円 22,934	千円 36,669	千円 149,536	千円 7,121

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	47.9歳	389,670円	594,429円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成28年度）		
1,724千円		
(平成28年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	2.10月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.70月分
	(1.45)月分	(0.80)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成29年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
一千円 一千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）			1,394千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）			63,367円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.4%	9人	1.4%
福井市以外の福井県内	1.4%	13人	1.4%

(エ) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）		173千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		19,183円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）		20.0%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	職員	管理者の管理する送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、応急作業等の作業	千円 14	1日につき710円～1,620円
	職員	地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業	千円 100	1日につき300円
	職員	道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	水路内で行う調査、測量等		1日につき560円
	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等における工事において、水面下で行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	落石、地すべり、資材の落下等の危険等を伴う現場で行う調査、測量等の作業		1日につき300円

	職員	湖上において船舶に乗船して行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	高圧の配電線路または機器の保守、調査、監督等の作業		1日につき300円
	職員	水門の保守、点検、操作等の作業		1日につき560円
	職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う作業	千円	1日につき230円
	職員	人体に有害な物質の発生を伴う業務	59	1日につき230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	6,932千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	408千円
支給実績（平成27年度決算）	3,359千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	160千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			3,474千円	868,602円
扶養手当				4,308千円	331,385円
住居手当				－千円	－円
通勤手当				3,549千円	161,328円
単身赴任手当				0千円	0円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0千円	0円
寒冷地手当				0千円	0円
休日給				－千円	－円
夜間勤務手当				0千円	0円
宿日直手当				0千円	0円
管理職員特別勤務手当				0千円	0円

(注) 住居手当、休日給は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

③宅地造成事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 28年度	千円 0	千円 30,496	千円 35,049	% —	% —

(注) 職員給与費は資本的支出に計上しており、総費用の外数です。
このため職員給与比率を算出していません。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 29年度	6	千円 19,192	千円 2,994	千円 7,304	千円 29,490	千円 4,915

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	35.9歳	289,969円	416,526円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成28年度）		
1,211千円		
(平成28年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	2.10月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.70月分
	(1.45)月分	(0.80)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成29年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
-千円 -千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成29年4月1日現在）

支 給 実 績 (平成28年度決算)			268千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)			44,611円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
福井市	1.4%	6人	1.4%

(エ) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績 (平成28年度決算)			- 円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)			- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度)			- %
手当の種類 (手当数)			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(7)の①のウの(エ)に同じ			

(注) 支給実績等は、支給対象者が3人以下のため記載していません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成28年度決算)	1,522千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	254千円
支給実績 (平成27年度決算)	2,181千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	364千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年額 (平成28年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			0千円	0円
扶養手当				－千円	－円
住居手当				0千円	0円
通勤手当				460千円	114,985円
単身赴任手当				0千円	0円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0千円	0円
寒冷地手当				0千円	0円
休日給				－千円	－円
夜間勤務手当				0千円	0円
宿日直手当				0千円	0円
管理職員特別勤務手当				0千円	0円

(注) 扶養手当、休日給は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

④ 下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 28年度	850,764	190,314	48,303	5.7	5.9

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成 29年度	6	23,253	5,280	9,358	37,891	6,315

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	40.4歳	336,945円	515,986円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成28年度）		
1,503千円		
（平成28年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	2.10月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.70月分
	(1.45)月分	(0.80)月分
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成29年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額					
—千円 —千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成29年4月1日現在）

支 給 実 績（平成28年度決算）			343千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）			57,205円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.4%	2人	1.4%
福井市を除く福井県内	1.4%	4人	1.4%

(工) 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (平成28年度決算)	-			円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	-			円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度)	-			%
手当の種類 (手当数)				1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
(7)の①のウの(エ)に同じ				

(注) 支給実績等は、支給対象者が3人以下のため記載していません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成28年度決算)	1,567千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	261千円
支給実績 (平成27年度決算)	1,219千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	174千円

(カ) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (平成28年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			-	円
扶養手当				-	円
住居手当				-	円
通勤手当				662	94,592
単身赴任手当				0	0
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0	0
寒冷地手当				0	0
休日給				0	0
夜間勤務手当				0	0
宿日直手当				0	0
管理職員特別勤務手当				0	0

(注) 管理職手当、扶養手当、住居手当は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成28年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8：30～17：15
休憩時間	12：00～13：00

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇制度の状況

平成28年度の職員の本来的な休暇制度の状況は次の表のとおりです。

なお、職員の休暇等については、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例や施行規則等で定められています。

区 分	期 間	平成28年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
年次休暇	1年あたり20日	取得日数 平均8.6日	取得日数 平均8.9日	取得日数 平均9.3日
夏季休暇	5日以内	取得日数 平均4.1日	取得日数 平均4.6日	取得日数 平均4.8日
ボランティア休暇	5日以内 ただし、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村において被災者を支援する活動を行う場合 7日以内	取得者 11人	取得者 96人	取得者 0人
病気休暇	90日以内 ただし、悪性新生物など人事委員会が定める疾病により療養を要する場合 180日以内 結核性疾患により長期の療養を要する場合 1年以内	取得者 308人	取得者 174人	取得者 54人
介護休暇	配偶者、父母、子などを介護する必要のある場合、連続する6月の期間内において必要と認める期間	取得者 1人	取得者 7人	取得者 0人

(注) 1 表中「知事部局等」には、知事部局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局を含みます。(以下同じ)

2 年次休暇、夏季休暇、ボランティア休暇については、1年単位で付与されるため、平成28年(H28.1.1~H28.12.31)の取得状況を記載しています。

3 病気休暇、介護休暇の取得者数は、平成28年度中に休暇を開始した者の人数を記載しています。

5 職員の休業に関する状況

(1) 休業制度の状況

平成28年度の職員の主な休業制度の状況は次の表のとおりです。

なお、職員の休業については、福井県職員の育児休業等に関する条例や福井県職員の自己啓発等休業に関する条例等で定められています。

区 分	期 間	平成28年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
育児休業	最長で子が3歳に達する日までの期間	取得者 69人	取得者 135人	取得者 18人
自己啓発等 休業	大学等課程の履修 二年 ただし、大学院の課程またはこれに相当する外国の大学の課程であって、その修業年限が二年を超え三年を超えない場合 三年 国際貢献活動 三年	取得者 2人	取得者 0人	取得者 0人
配偶者同行 休業	職員の配偶者が六月以上外国に滞在し、職員がそれに同行する場合 三年	取得者 0人	取得者 1人	取得者 0人

(注) 育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業の取得者数は、平成28年度中に休業を開始した者の人数を記載しています。

6 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

平成28年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局等	0人	0人	44人	0人	44人
教育委員会	0人	0人	61人	0人	61人
警察本部	0人	0人	11人	0人	11人
計	0人	0人	116人	0人	116人

(注) 平成28年度中に分限処分を受けた職員数を記載しています。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

平成28年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等	10人	1人	1人	0人	12人
教育委員会	11人	0人	0人	0人	11人
警察本部	0人	0人	1人	0人	1人
計	21人	1人	2人	0人	24人

(注) 平成28年度中に懲戒処分を受けた職員数を記載しています。

7 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています（地方公務員法（以下「法」という。）第30条）。

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（法第37条）
- ・ 営利企業等の従事制限（法第38条）

（1）職務専念義務免除の状況

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（法第35条）とするものですが、福井県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例および職務に専念する義務の特例を定める規則（以下「規則」という。）でその免除が限定的に認められています。

平成28年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

区 分	事 由	平成28年度の承認件数		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
規則第2条 第1項	県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合	207件	437件	1件
規則第2条 第2項	教育に関する他の事業または事務に従事する場合（教育公務員特例法第17条第1項）	0件	1,737件	0件
規則第2条 第3項	当該地方公共団体の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0件	0件	0件
規則第2条 第4項	地方公共団体の当局に対し不満を表明し、または意見を申し出る場合（地方公務員法第55条第11項）	0件	0件	0件
規則第2条 第5項	不利益処分に関する審査の請求者または勤務条件に関する措置の要求者として出頭した場合	0件	0件	0件
規則第2条 第6項	職務に関連のある国家公務員または他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	4件	0件	0件
規則第2条 第7項	前各号に掲げるもののほか、人事委員会 が特に認める場合	1件	55件	40件

（注）平成28年度中に職務専念義務免除申請を承認された件数を記載しています。

(2) 営利企業等従事許可の状況

営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」

(法第38条)とするものですが、営利企業等の従事制限に関する規則で許可の基準等が定められており、その許可が限定的に認められています。

平成28年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準 (営利企業等の従事制限に関する規則第3条)	平成28年度の許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ・ 職員の占めている職務と当該営利企業との間に特別な利害関係があつて、それにより不当な結果を生じ、または生じるおそれのある場合 ・ 職務の遂行に支障のある場合 ・ その他公務員として適当でないと認められる場合	14件	4件	11件

(注) 平成28年度中に営利企業等従事を許可された件数を記載しています。

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の状況

改正地方公務員法および福井県職員の退職管理に関する条例が平成28年4月1日施行され、再就職者による職員への働きかけの規制や、再就職情報の届出の義務付け等を行なっています。なお、これらの規制等は、施行日以前に退職した元職員にも適用されています。

①職員への働きかけの規制

再就職した元職員による現職職員への働きかけ（再就職先と県との間の契約・処分等に関する要求や依頼）は、退職後2年間禁止されています（法第38条の2、条例第2条）。

なお、規制対象および禁止行為は下表のとおりです。

規 制 対 象	禁 止 行 為
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する働きかけ
部長級の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に部長級の職に就いていたときの職務に関する働きかけ
次長級・課長級の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に次長級・課長級の職に就いていたときの職務に関する働きかけ
警察官の職であって、警察本部の参事官・課長およびこれらと同程度の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に警察本部の参事官・課長およびこれらと同程度の職に就いていたときの職務に関する働きかけ
県立学校の校長の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に校長の職に就いていたときの職務に関する働きかけ

(注) 複数の規制対象に該当する場合には、該当するすべての禁止行為が適用されます。

②再就職情報の届出の義務付け

管理職員が在職中に営利企業等へ再就職することを約束した場合や、元管理職員が退職後2年間のうちに再就職した場合には、任命権者への届出を義務付けています（法第38条の6、条例第3条、第4条）。

また、知事部局等および教育委員会においては、元一般職員であっても、県の発注する公共工事の入札参加資格を有する営利企業等に再就職した場合には、任命権者への届出を要綱により義務付けています。

これらの届出の内容については、県のホームページにおいて、退職後2年間公表されます。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji/saishushoku/kouhyou.html>

9 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています（法第39条）。

平成28年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

①知事部局等

区 分	研 修 名	研修期間	受講者数
職員一般研修	県新規採用職員研修（前期）	5日	163人
	県新規採用職員研修（中期）	2日	132人
	県新規採用職員研修（後期）	5日	152人
	新規採用職員研修（医療技術職）	3日	84人
	新規採用職員研修（保育職）	3日	1人
	県採用3年目研修	2日	104人
	ステージ1研修	4日	105人
	ステージ2研修	2日	123人
マネジメント研修	トレーナー研修（前期）	1日	97人
	トレーナー研修（後期）	0.5日	93人
	新任主任研修	2日	135人
	課長補佐研修	1日	32人
	参事級研修	1日	60人
	課長級研修	1日	43人
パワーアップ研修	客観的・論理的思考法研修	1日	23人
	トヨタ式業務改善『見える化』研修	1日	33人
	地域力発揮研修	1日	17人
	地方創生戦略研修	1日	8人
	判断・決断力向上研修	1日	24人
	政策提案に活かすビッグデータの活用研修	2日	4人
	人間関係学研修	1日	50人
	説明力向上研修	1日	13人
	プレゼンテーション研修	1日	19人
	相手を納得させる交渉力強化研修	1日	45人
	資料作成技法研修（文章編）	1日	37人
	資料作成技法研修（図解編）	1日	10人
	危機管理研修	1日	20人
	プレーイング・マネジャー研修	1日	25人
	後輩育成（メンター）研修	1日	38人
	会議運営能力向上研修	1日	22人
	地方公会計と財務諸表の作り方・読み方研修	2日	15人
	民法研修（総則）	2日	6人
	民法研修（債権）	2日	6人
	行政法研修	1日	11人
	地方自治法研修	1日	5人
	政策法務研修	0.5日	7人

	訴訟法務研修	1日	13人
	クレーム対応研修	1日	11人
	女性キャリア研修①	1日	31人
	女性キャリア研修②	0.5日	37人
	部下力研修	1日	24人
	仕事の効率化とタイムマネジメント研修	1日	25人
	整理力向上研修	1日	65人
	マニュアル作成研修	1日	33人
	営業力向上研修①	0.5日	21人
	営業力向上研修②	0.5日	30人
特別研修	行政経営戦略研修	6日	17人
	人事評価制度研修(1次・2次)	7回	140人
	県・市町・民間企業合同研修会	3日	10人
	文章力向上研修	0.5日	56人
	広報写真の撮影研修	0.5日	69人
	語学研修(英語上級)	33回	14人
	語学研修(英語中級)	33回	14人
	語学研修(英語初級)	34回	12人
	語学研修(中国語)	34回	6人
	マナーアップ実践研修	4回	88人

- (注) 1 職員一般研修とは、年齢階層ごとの役割変化に応じて、必要な知識、技能等を修得させるための研修です。
- 2 マネジメント研修とは、管理・監督の立場にある職員に対して、それぞれの職務に応じて必要な知識、技能等を修得させるための研修です。
- 3 パワーアップ研修とは、職務遂行上必要な専門知識の修得や技能の向上を図るための全職員を対象とした研修です。
- 4 特別研修とは、高い専門性と政策立案能力を身に付けた職員の育成を図るための研修です。

②教育委員会

区 分		研 修 名		研修期間	受講者数
指 定 研 修	基本研修	若手教員研修	初任者研修	校外研修14日	192人
			2年目研修	校外研修5日	164人
			3年目研修	校外研修3日	168人
		幼稚園・幼保連携型認定こども園新任採用教員研修		園外10日＋園内10日	90人
		5年経験者研修		3日	141人
		10年経験者研修(幼稚園)		園外4日＋園内10日	3人
	10年経験者研修(小学校・中学校・県立学校)		校外8日＋校内8日	138人	
	管理職研修	新任校長研修		1講座 3日	80人
		新任教頭研修		1講座 5日	89人
	主任等研修	養護教諭研修		1講座 1日	65人
臨時任用講師研修		1講座 9日	73人		
中堅教員研修		1講座 5日	18人		
専 門 研 修	教科等に関する研修	幼稚園教育に関する研修		2講座 各1日	40人
		小学校の各教科に関する研修		8講座 各1～2日	385人
		中学校の各教科に関する研修		7講座 各1日	150人
		高校の各教科に関する研修		6講座 各1日	111人
	その他(校種を超えた研修)		5講座 各1～2日	150人	
	教科外の課題等に関する研修	道徳教育		1講座 1日	101人
		学級経営		1講座 1日	104人
		教育相談関係		3講座 各1日	183人
		総合的な学習の時間		1講座 1日	22人
		人権教育		1講座 1日	58人
		漢字教育(白川文字学)		1講座 2日	45人
		N I E活動に関する研修		1講座 1日	22人
		情報教育に関する研修		2講座 各1日	91人
	ふるさと教育		1講座 1日	20人	
通 信 型 研 修	教科等に関する研修	小学校の各教科に関する研修		22講座	1198人
		中学校の各教科に関する研修		10講座	250人
		高校の各教科に関する研修		9講座	149人
		その他(校種を超えた研修)		14講座	478人
	教科等に関する研修 教科外の課題等に関する研修	授業改善		13講座	632人
		学級経営、教育相談		16講座	1677人
		情報教育		16講座	440人
		学校改善		15講座	768人
		組織経営(管理職)		4講座	86人

- (注) 1 基本研修とは、初任者および一般教員に対し、教職経験年数に応じ、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。
- 2 管理職研修とは、管理職の教員に対し、組織経営についての見識の確立と考察力の育成を図るための研修です。
- 3 主任等研修とは、主任等の教員に対し、職務等に応じて、教育上の課題を解決する能力や実践にかかわる専門的な能力の育成を図るための研修です。
- 4 教科等に関する研修とは、一般教員に対し、各教科(産業教育を含む)に関する専門的な知識、実践的な指導力など、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。
- 5 教科以外の課題等に関する研修とは、一般教員に対し、教科以外の学校教育諸活動に関して、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。

③警察本部

区 分	研 修 名	研修期間	受講者数
警察大学校	警察運営科	3週	10人
	警部任用科本課程	3月半	14人
	警部任用科特別短期課程	2週	4人
	課長補佐任用科	2週	5人
	術科指導者養成科	4月	1人
	教官養成科	1月	3人
	専科	1週から1月	37人
	指定職種任用科	1週から3週	6人
	研究科	2週から2月	4人
特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4月	0人
	捜査幹部養成科	3週	2人
国際警察センター	捜査実務研修科	1週から3月	2人
	国際協力研修科	3週	1人
	国際捜査研究科	2週	1人
	語学研修科	4月から1年	7人
サイバーセキュリティ 研究・研修センター	サイバー捜査研修科	2週から1月	4人
財務捜査研修センター	財務捜査研修科	2週から3月	3人
管区警察学校	警部補任用科	2月	28人
	巡査部長任用科	1月半	45人
	係長任用科	2週	6人
	主任任用科	2週	4人
	専科	1週から1月	52人
県警察学校	初任科	半年、10月	82人
	一般職員初任科	3週	9人
	初任補修科	2月、3月	83人
	警部補任用科	2週	6人
	巡査部長任用科	2週	5人
	部門別任用科	2週から1月	40人
	専科	1週から2週	250人

(注) 1 初任科とは、新たに採用された警察官および職員に、その職務の遂行に必要な基礎的な知識および技能を修得させるための研修です。

2 初任補修科とは、初任科および職場での実習を修了した警察官に対し、知識・技能を総合的に発展進化させ、体力・気力を充実させるための研修です。

3 専科とは、警察官および職員に、専門的な知識および技能を修得させるための研修です。

4 任用科とは、上位職に昇任または昇任が予定されている警察官または職員に、その職務の執行に必要な知識および技能を修得させるための研修です。また、各部門に新たに配置され、または配置予定の警察官に、その職務の遂行に必要な知識および技能を修得させるための研修です。

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています（法第42条）。

平成28年度の福利厚生の状況は次の表のとおりです。

区 分	主 な 内 容	事業費（単位：千円）		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
厚生事業	人間ドック事業 生活習慣病検診 その他の健康づくり推進事業等	54,298	67,826	27,350
補助事業	職員互助会等の補助 (健康増進事業等)	0	0	0
	計	54,298	67,826	27,350

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しています。なお、制度実施のため必要な財源は、職員の掛金と地方公共団体の負担金によってまかなわれています。

平成28年度の共済制度の状況は、次の表のとおりです。

区 分	主 な 内 容	給付額（単位：千円）		
		地方職員 共済組合	公立学校 共済組合	警察 共済組合
保健給付	医療給付、出産費、埋葬料等	925,198	1,598,128	495,242
休業給付	傷病手当金、育児休業手当金等	192,260	337,926	50,503
災害給付	弔慰金、災害見舞金等	0	0	0
附加給付	医療給付附加金、傷病手当金附加金	22,523	30,930	16,350
厚生事業	健康管理、健康増進事業等	30,583	167,319	33,624
	計	1,170,564	2,134,303	595,720

(注) 1 地方職員共済組合は、都道府県の職員が加入しています。

2 公立学校共済組合は、公立学校の職員ならびに都道府県教育委員会およびその所管に属する教育機関の職員が加入しています。

3 警察共済組合は、都道府県の警察職員が加入しています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金という法人が、その災害によって生じた損害を補償する制度です。

平成28年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務または通勤による負傷や疾病の療養に必要な費用を支給する。	15	825	61	19,855	62	4,820
傷病補償年金	療養開始後1年6か月を経過しても治ゆせず、その障害の程度が一定の等級に該当する場合に支給する。			1	1,641		
障害補償	療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給する。	2	7,853	4	10,692	4	16,649
介護補償	傷病補償年金または障害補償年金の受給者で、一定の障害を有し、常時または随時介護を受けている場合に支給する。						
遺族補償	公務または通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給する。	7	18,178	7	47,512	4	13,934
葬祭補償	公務または通勤により死亡した場合に遺族等に対し一定の葬祭費を支給する。			1	574		
福祉事業	被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業および公務災害防止のために必要な事業を行う。					1	2,542
	計	24	26,856	74	80,274	71	37,945

人事委員会から報告された業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況

(1) 競争試験の状況

平成28年度の競争試験の実施状況は次のとおりです。

①試験日程等

試験の種類	公告日	申込受付期間	試験日		試験場	名簿確定日	最終合格者発表日
			第1次試験	第2次試験			
I種	28.4.28	27.5.18 ～6.1	27.6.26	27.7.24 ～7.31	第1次試験 福井大学 中央大学 第2次試験 福井県立大学 福井県自治研修所	28.8.18	28.8.19
I種 行政（特別枠）	28.6.24	28.8.15 ～8.29	28.9.25	28.10.29 ～10.30	第1次試験 福井県立大学 中央大学 第2次試験 福井県立大学	28.11.17	28.11.18
I種 行政（移住・ 定住促進枠）	28.6.24	28.8.15 ～8.29	28.9.25	28.10.29 ～10.30	第1次試験 福井県立大学 中央大学 第2次試験 福井県立大学	28.11.17	28.11.18
I種 追加募集	28.9.13	28.9.23 ～10.11	28.11.3	28.11.26 ～11.27	第1次試験 福井大学 都道府県会館 第2次試験 福井大学	28.12.14	28.12.16
II種	28.6.24	28.8.15 ～8.29	28.9.25	28.10.22	第1次試験 福井県立大学 若狭図書学習センター 第2次試験 福井大学	28.11.2	28.11.7
身体障害者	28.6.24	28.8.15 ～8.29	28.9.25	28.10.22	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 福井大学	28.11.2	28.11.7
市町立小・ 中学校事務	28.6.24	28.8.15 ～8.29	28.9.25	28.10.22	第1次試験 福井県立大学 若狭図書学習センター 第2次試験 福井大学	28.11.2	28.11.7
警察官 （男性A）	28.4.28	28.6.2 ～6.16	28.7.9 ～7.10	28.8.7 ～8.10	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 福井県警察学校 福井県立大学	28.8.25	28.8.29
警察官 （女性A）	28.4.28	28.6.2 ～6.16	28.7.10	28.8.7 ～8.10	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 福井県警察学校 福井県立大学	28.8.25	28.8.29

警察官 (男性B)	28. 6. 24	28. 8. 15 ～8. 29	28. 9. 17 ～9. 18	28. 10. 12 ～10. 13	第1次試験 福井県立大学 福井県立大学 小浜キャンパス 第2次試験 フェニックスプラザ	28. 11. 2	28. 11. 7
警察官 (女性B)	28. 6. 24	28. 8. 15 ～8. 29	28. 9. 17 ～9. 18	28. 10. 12 ～10. 13	第1次試験 福井県立大学 福井県立大学 小浜キャンパス 第2次試験 フェニックスプラザ	28. 11. 2	28. 11. 7
警察官 (男性武道 指導)	28. 6. 24	28. 8. 15 ～8. 29	28. 9. 17 ～9. 18	28. 10. 12 ～10. 13	第1次試験 福井県立大学 福井県立大学 小浜キャンパス 第2次試験 フェニックスプラザ	28. 9. 27	28. 9. 29
少年警察 補導員	28. 6. 24	28. 8. 15 ～8. 29	28. 9. 25	28. 10. 22	第1次試験 福井県立大学 若狭図書学習センター 第2次試験 福井大学	28. 11. 2	28. 11. 7

②受験資格および試験の方法

試験の種類	受験資格	試験の方法		
		第1次試験	第2次試験	その他
I種	<p>1 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者</p> <p>2 平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。以下同じ。）を卒業した者または平成29年3月31日までに卒業見込の者</p> <p>3 栄養士と薬剤師にあつては、資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p>	<p>1 教養試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・択一式試験 <p>2 専門試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・択一式試験 <p>3 適性検査</p>	<p>1 論文試験</p> <p>2 口述試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団討論 ・個別面接 <p>3 適性検査</p>	<p>・受験資格等の確認</p>
I種 行政（特別枠）	<p>1 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（学歴は問わない。）</p> <p>2 平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者または平成29年3月31日までに卒業見込みの者</p> <p>上記を満たし3、4、5のいずれかに該当する者</p> <p>3 国民体育大会の正式競技種目および硬式野球において、平成23年4月1日以降に実績を収め、それ以降も引き続き活動を続けている者</p> <p>4 海外で、平成23年4月1日から平成28年7月末日までの間において通算して2年以上の国際貢献活動経験を持つ者</p> <p>5 地域おこし協力隊など活動の経験が、平成23年4月1日から平成28年7月末日までの間において、通算して2年以上ある者</p>	<p>1 教養試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・択一式試験 <p>2 論文試験</p> <p>3 適性検査</p>	<p>1 口述試験</p> <p>2 適性検査</p>	<p>・受験資格等の確認</p> <p>・活動実績を証明する書類等の提出</p>
I種 行政（移住・定住促進枠）	<p>1 昭和32年4月2日以降に生れた者。（学歴を問わない。）</p> <p>上記を満たし、2、3のいずれにも該当する者</p> <p>2 福井県外に本社を置く民間企業（団体および自営業者を含む。）、国の機関および福井県外の地方公共団体の機関における、県外での職務経験が平成18年4月1日から平成28年7月31日までの間において、通算して7年以上の者</p> <p>3 平成28年7月31日現在で、福井県外に在住の者</p>	<p>1 教養試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・択一式試験 <p>2 論文試験</p> <p>3 適性検査</p>	<p>1 口述試験</p> <p>2 適性検査</p>	<p>・受験資格等の確認</p>

I種 追加募集	<p>1 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者(学歴は問わない。)</p> <p>2 平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者または平成29年3月31日までに卒業見込の者</p> <p>3 薬剤師にあつては、資格取得者(取得見込者を含む。)に限る。</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験</p> <p>2 専門試験 ・択一式試験</p> <p>3 適性検査</p>	<p>1 論文試験</p> <p>2 口述試験 ・集団討論 ・個別面接</p> <p>3 適性検査</p>	・受験資格等の確認
II種	<p>1 平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験</p> <p>2 専門試験(技術系職種) ・択一式試験</p> <p>3 適性検査</p>	<p>1 作文試験(事務系職種)</p> <p>2 口述試験 ・個別面接</p> <p>3 適性検査</p>	・受験資格等の確認
身体障害者	<p>自力により通勤ができ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たすもの</p> <p>1 昭和57年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者</p> <p>2 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>3 活字印刷文による出題に対応できる者</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験</p> <p>2 適性検査</p>	<p>1 作文試験</p> <p>2 口述試験 ・個別面接</p> <p>3 適性検査</p>	・受験資格等の確認
市町立小・中学校事務	<p>1 昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験</p> <p>2 適性検査</p>	<p>1 作文試験</p> <p>2 口述試験 ・個別面接</p> <p>3 適性検査</p>	・受験資格等の確認
警察官 (男性A)	<p>1 昭和61年4月2日以降に生まれた男性</p> <p>2 学校教育法による大学を卒業した者または平成29年3月31日までに卒業見込みの者</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験</p> <p>2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他</p> <p>3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 論文試験</p> <p>2 口述試験 ・個別面接</p> <p>3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出</p> <p>・受験資格等の確認</p>
警察官 (女性A)	<p>1 昭和61年4月2日以降に生まれた女性</p> <p>2 学校教育法による大学を卒業した者または平成29年3月31日までに卒業見込みの者</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験</p> <p>2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・視力・色覚 ・その他</p> <p>3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 論文試験</p> <p>2 口述試験 ・個別面接</p> <p>3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出</p> <p>・受験資格等の確認</p>

<p>警察官 (男性B)</p>	<p>1 昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた男性 2 学校教育法による大学を卒業した者および平成29年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (女性B)</p>	<p>1 昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた女性 2 学校教育法による大学を卒業した者および平成29年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・視力・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (男性/ 武道指導)</p>	<p>昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた男性でかつ次のいずれかの要件に該当する者 1 受験申込締切日までに柔道三段以上の段位を取得している者 2 全日本柔道連盟もしくはこれに加盟する団体が主催する全国大会の出場経験者、またはこれと同等の実力を有すると認める者 3 受験申込締切日までに剣道三段以上の段位を取得している者</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他 3 実技試験 4 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>少年警察 補導員</p>	<p>1 昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれたもの</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・視力・色覚 ・その他</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 体力検査 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび 4 適性検査</p>	<p>・受験資格等の確認</p>

③申込者数、受験者数、合格者数、競争倍率

試験の種類	職種	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
				受験者数	合格者数			
I種試験	行政	56	289 (94)	212 (68)	107 (30)	100 (29)	56 (18)	3.8
	警察事務	6	90 (56)	59 (37)	25 (16)	24 (15)	12 (8)	4.9
	薬剤師	13	16 (13)	15 (13)	12 (10)	10 (8)	9 (7)	1.7
	栄養士	2	19 (17)	17 (15)	3 (2)	3 (2)	2 (2)	8.5
	福祉・心理	6	37 (23)	30 (18)	13 (5)	10 (4)	6 (3)	5.0
	農林業	14	32 (13)	24 (8)	18 (5)	17 (5)	8 (4)	3.0
	水産	4	29 (4)	16 (3)	8 (0)	5 (0)	3 (0)	5.3
	建築	3	9 (1)	6 (0)	5 (0)	4 (0)	3 (0)	2.0
	土木(総合)	23	30 (6)	24 (5)	20 (4)	19 (4)	16 (4)	1.5
	機械・金属	3	7 (0)	5 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	5.0
	電気	4	11 (0)	9 (0)	6 (0)	6 (0)	4 (0)	2.3
	化学	2	18 (6)	12 (2)	7 (1)	6 (1)	2 (1)	6.0
化学(警察)	1	11 (4)	7 (3)	4 (1)	4 (1)	2 (1)	3.5	
I種試験 特別枠	行政(特別枠)	16	17 (6)	17 (6)	17 (6)	15 (5)	12 (4)	1.4
I種試験 移住・定住促進枠	行政 (移住・定住促進 枠)	5	62 (7)	49 (7)	13 (1)	12 (1)	5 (1)	9.8
I種 (追加募集)	薬剤師	2	2 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1.0
	農林業	6	43 (13)	32 (9)	15 (3)	14 (3)	6 (1)	5.3
	水産	1	24 (3)	19 (3)	4 (1)	4 (1)	1 (0)	19.0
	土木(総合)	5	20 (2)	13 (1)	9 (1)	8 (1)	3 (0)	4.3
	機械・金属	1	10 (0)	8 (0)	4 (0)	4 (0)	1 (0)	8.0
II種試験	一般事務	3	17 (10)	15 (10)	5 (4)	4 (3)	3 (2)	5.0
	土木(総合)	2	6 (1)	6 (0)	4 (1)	4 (1)	2 (1)	3.0
身体 障害者	一般事務	2	7 (3)	7 (3)	5 (3)	5 (3)	2 (1)	3.5
市町立 小・中学校 校事務	小・中学校事務	11	208(124)	154 (88)	30 (11)	26 (10)	13 (9)	11.8
	男性A	45	289 (-)	196 (-)	153 (-)	134 (-)	90 (-)	2.2
	男性B	25	155 (-)	98 (-)	73 (-)	71 (-)	50 (-)	2.0
	男性/武道指導	2	3 (-)	3 (-)	2 (-)	2 (-)	2 (-)	1.5
	女性A	6	56 (56)	29 (29)	21 (21)	19 (19)	12 (12)	2.4
	女性B	6	50 (50)	39 (39)	20 (20)	20 (20)	13 (13)	3.0
少年警察補導員		1	25 (11)	18 (11)	5 (2)	5 (2)	3 (2)	6.0

(注) () 内は女性

(2) 選考の状況

平成28年度の選考採用の実施状況は次のとおりです。

①職員の任用に関する規則第22条第1号および第2号に規定するもの

(資格・免許を必要とする職、職務遂行能力についての順位の判定が困難な職など)

職種	任命権者別合格者数			計
	知事	教育委員会	警察本部長	
保健師	7			7
看護師	21			21
助産師	8			8
臨床検査技師	3			3
理学療法士	3			3
作業療法士	2			2
臨床工学技士	3			3
言語聴覚士	1			1
学芸員	4			4
古生物学	1			1
船員	1			1

②職員の任用に関する規則22条第4号、第5号および第7号に規定するもの

(教育公務員をもって充てようとする職、他の地方公共団体や国の職を持って充てようとする職など)

知事	任命権者別合格者数		計
	教育委員会	警察本部長	
12人	77人	6人	95人

③職員の任用に関する規則22条第9号に規定するもの

(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第12項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって充てようとする職)

知事	任命権者別合格者数		計
	教育委員会	警察本部長	
55人	5人	7人	67人

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

平成28年10月11日、地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づき、福井県人事委員会委員長より、福井県議会議長および福井県知事に対して、次のような内容の報告および勧告を行いました。(報告および勧告全文については福井県人事委員会事務局ホームページ【<http://www.pref.fukui.jp/doc/jinji-i/index.html>】に掲載してあります。)

(1) 報告

① 給与の改定

ア 公民給与の比較

・月例給

民間給与との較差 492円 0.13% (民間給与 365,582円 職員給与 365,090円)

イ 給与改定の内容

(ア) 月例給

・給料

平均0.13%の引上げ改定

(イ) 諸手当

・初任給調整手当

医師および歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて支給額を改定

・扶養手当

国家公務員の扶養手当制度の見直しに準じて支給額を改正

配偶者に係る手当を引下げ (月額 13,000円 → 6,500円)

子に係る手当を引上げ (月額 6,500円 → 10,000円)

(ウ) 期末勤勉手当

・民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分(0.1月分の引上げ)

・勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(現行1.6月分→1.7月分)

ウ 実施時期

月 例 給：給料表は、平成28年4月1日に遡及して実施

諸 手 当：初任給調整手当は、平成28年4月1日に遡及して実施

扶養手当は、平成29年4月1日から実施

期末勤勉手当：平成28年12月支給分から実施

② 給与以外の勤務条件

ア 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮を実現するためには、任命権者における超過勤務の縮減や適正な人員配置の取組、職場管理者自らが先頭に立った仕事の進め方の見直し、所属内の業務の平準化や職員の勤務管理の徹底、職員自身のタイムマネジメント意識・コスト意識の徹底などが必要

イ 職業生活と家庭生活の両立支援

仕事と家庭の両立支援のためには、男性の育児参加が重要であり、男性職員の育児休業、配偶者出産休暇等の取りやすい職場環境づくりが必要

また、家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるように、民間労働法制の見直しが行われていることを受け、人事院においても意見の申出および勧告が

行われたところ。本県職員においても、国家公務員に準じ、①介護休暇の分割取得を可能にすること②介護のために勤務時間の一部を勤務しないことを承認することができる制度を設けること③法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすること等を内容とした措置をとるべき

ウ 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、県民に質の高い行政サービスを提供するという観点からも重要。職員の心身の健康づくりのため、療養中の職員を対象にした職場復帰支援制度をはじめ、予防や早期対応のための様々な取組をより充実したものにしていくことが必要。また、今年度から実施しているストレスチェック制度を十分に活用し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに職場環境の改善につなげていくことが必要

エ 能力・実績に基づく人事管理の推進

改正地方公務員法に基づき、今年4月からすべての任命権者において人事評価制度を導入したところであり、職員の理解と納得を得ながら同制度を適切に運用し、職員の能力・実績に基づく人事管理を行うことが必要

オ 公務員の高齢期雇用

定年退職者の能力および経験を一層活用していくことが必要であり、職員が再任用を希望する場合には、当該職員の能力、健康状態等を適切に把握し、その能力等をより活用できるよう引き続き職域の拡大などを検討していくことが必要

カ 公務員倫理の確保

職員には公務員倫理の確保が必要であり、職員研修等のあらゆる機会を通じ、引き続き職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図ることなどが必要

(2) 勧告

[1]平成28年4月の公民の給与較差に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/28kankoku_d/fil/kankoku28.pdf

② 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額を人事院勧告に準じて改定すること。

(イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を人事院勧告に準じて改定すること。

イ 勤勉手当について

(ア) 平成 28 年 12 月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.9 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.425 月分とすること。

b 特定幹部職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 1.1 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.525 月分とすること。

(イ) 平成 29 年 6 月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.85 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.4 月分とすること。

b 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5 月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/28kankoku_d/fil/kankoku28.pdf

② 期末手当

ア 平成 28 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

イ 平成 29 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.625 月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/28kankoku_d/fil/kankoku28.pdf

② 期末手当について

ア 平成 28 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

イ 平成 29 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.625 月分とすること。

[2] 扶養手当制度改正のための福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

- 1 配偶者に係る手当の月額を 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（2 において「特定職員」という。）にあっては、3,500 円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあっては、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第 9 条第 4 項の規定により加算される前の額）を 1 人につき 10,000 円とすること。
- 2 特定職員に対して支給する配偶者および子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 3,500 円とすること。
- 3 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当の月額を 11,000 円とする取扱いを廃止すること。
- 4 行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が 9 級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

[3] 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の②のイの（イ）、2 の②のイおよび 3 の②のイならびに[2]については、平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。

2 扶養手当の月額等の特例措置

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額等については、[2]の 1 中、「6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（2 において「特定職員」という。）にあっては、3,500 円）」とあるのは「10,000 円」と、「10,000 円」とあるのは「8,000 円」とし、[2]の 2 中「3,500 円」とあるのは「6,500 円」とし、[2]の 3 中「11,000 円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては 10,000 円とし、子以外の扶養親族にあっては 9,000 円とする」とし、[2]の 4 中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者および子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 6,500 円」とすること。
- (2) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額等については、[2]の 1 中「6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の

級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（2において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは、「6,500円」とし、[2]の2中「3,500円」とあるのは、「6,500円」とし、[2]の4中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者および子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、[2]の4中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、職員の労働基本権を制限した代償措置として、職員としての地位に基づく経済的権利を確保するために設けられたもので、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、苦情、不満のある場合、人事委員会に対して地方公共団体の当局により、適当な措置が取られることを要求する権利を認めようとするものです。

(1) 措置要求の状況

平成28年度の処理状況は下表のとおりです。

平成28年度 要処理件数	平成27年度末 未処理件数	平成28年度 新規件数	平成28年度 処理件数	平成28年度末 未処理件数
0	0	0	0	0

① 継続事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

② 新規事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、任命権者によって不利益処分を受けたと思う職員から適法な不服申し立てがあったとき人事委員会はそれを受理し、必要な調査、審査を行い、その結果に基づいて、当該処分が妥当であるとするときはそれを承認し、違法不当であればこれを修正または取消し、さらに必要があれば給与の回復等必要な是正措置を指示することにより職員の利益を保護し、人事行政の適正化を図るものです。

(1) 不服申立ての状況

平成28年度の処理状況は下表のとおりです。

平成28年度 要処理件数	平成27年度末 未処理件数	平成28年度 新規件数	平成28年度 処理件数	平成28年度末 未処理件数
0	0	0	0	0

① 継続事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
-	-	-	-	-	-	-

② 新規事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
-	-	-	-	-	-	-